

平成26年度第3回 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会 議事概要

日時 平成26年11月19日（水） 10：00～11：55

場所 埼玉県庁第三庁舎 講堂

出席者 坂本座長、青柳委員、秋元委員、岩岡委員、田中委員、根岸委員、福島委員

◆ 環境部長あいさつ

- ◇ 去る11月2日、IPCCから第5次評価報告書統合報告書が公表された。
- ◇ それによると、今後数十年間の大幅な排出削減が極めて重要であり、これにより、21世紀以降の気候リスクの低減につながるとされている。
- ◇ 工業化以前と比べた温暖化を2℃未満に抑制するためのシナリオとして、2010年比で温室効果ガスの排出を2050年に40～70%削減、今世紀末にはほぼゼロにすることを要することも示された。
- ◇ 一方、2030年まで排出削減の対応が遅れた場合は、その後のコストを約1.4倍に膨らませるとされている。
- ◇ このように、対策の遅れによるコストの増加は非常に大きなものであり、我々は「待ったなし」で迅速に行動する必要があると強く感じている。
- ◇ 本日は、前回までの専門委員会でもいただいた御意見等を踏まえ、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しに係る大綱（案）を取りまとめたので、お示しさせていただく。
- ◇ 大綱（案）では、地球温暖化対策に関する国内外の動きや東日本大震災以降の社会・経済環境の大きな変化を踏まえ、改めて中期的な温室効果ガス削減目標を示すとともに、計画期間後半に取り組むべき最重点施策等をまとめた。
- ◇ 大綱（案）全般について皆様の御意見を頂戴したい。

◆ 議事

3（1）「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050【改訂版】（仮称）」大綱（案）について

- ◇ 資料1について事務局から概要を説明
（座長）
- まず、資料1及び参考資料1についての質問を伺い、その後意見を伺いたい。
（委員からの質問）
- 現在の計画と比べて、温室効果ガスに三フッ化窒素が追加されている点、地球温暖化係数に変更となっている点、第7章に二酸化炭素以外の温室効果ガスが追加されている点について、理由を伺いたい。
（事務局）

- ◇ 対象ガスの追加については、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴うものであり、地球温暖化係数については、最新の知見を反映したものである。また、章立てについては、二酸化炭素とそれ以外の温室効果ガスを明確に整理したものである。

(委員からの意見)

- 後々のためにも表などの出典は、何年の資料なのかを明確に記載した方がよい。

(委員からの意見)

- 計画が 2050 のあるべき姿を目指すのであれば、「目指すべき将来像」の内容が近未来過ぎる。すぐ先のことのように読める。
- 大綱(案) P19 の「EV・FCV が多くの人に選択されている」は近未来の書きぶりである。また、P20 の「知識基盤社会」とそれ以降の記載のつながりがわかりにくい。
- 記載内容は現在の計画から変えていないのか。

(事務局)

- ◇ 変えていない部分もあるが、内容を更新した部分もある。

(委員からの意見)

- 例えば「各地域でスマートコミュニティが広がる」など、現在得られる知見を集めて書いてはどうか。時間があれば見直しをした方がよい。記載内容がやや消極的と感じる。
- コンパクトシティは、行政コストの削減といった観点から 2050 年には必須の取組ではないか。強い方針を打ち出してもよいのではないか。

(委員からの質問)

- 削減目標について、供給側の数字を切り離すのは、県としてコントロールできない部分という判断か。

(事務局)

- ◇ 目標管理という点からは、エネルギー政策は県民が関与できない部分と考える。
- ◇ 一方で電力は、需要があって供給がある。省エネ努力にしっかりと取り組んでいき、目標は 21% であるが少しでも削減を上乗せしたい。

(委員からの意見)

- 大綱(案) P23 の「需要側だけで見れば当初計画と変わらない」との表現は、これまでどおりの取組で削減ができるとの印象である。21%削減のためには、さらに大変な努力をしなければならない点を強調すべきである。

【大綱案第 1 章から第 3 章について】

(委員からの意見)

- 今後、一層の省エネを進める点を記載すべきである。また、再生可能エネルギー

の取組に県として本気で取り組んでいく姿勢が伝わるようにしてほしい。

- P4 の年表について、資料として現計画に記載している 1993 年以降のものも引き続き掲載してほしい。

(委員からの意見)

- P9 の京都議定書第二約束期間への参加について、国名だけでなく目標値を記載することで今後求められる削減量が明確となるのではないか。

(委員からの意見)

- P15 の BaU には国のエネルギー戦略や省エネ対策は含まれているのか。それとも対策部門として BaU から除かれているのか。

(事務局)

- ◇ BaU から除外している。

(委員からの意見)

- P20 の将来像について、産業の「チャンス」との表現が 2050 年度の将来像としては分かりづらい。現在の計画を受けて書いたものだと思うが、工夫の余地があるのではないか。

(委員からの意見)

- P16 の排出量の推移について、2012 年は係数変動の数値も記載すべきであろう。

【大綱案第 4 章について】

(委員からの意見)

- 目標として 21%削減の考え方はよいと思う。埼玉県以外の他自治体の考え方はどうか。

(事務局)

- ◇ 近隣自治体の中で、震災後に計画を作成した自治体は、概ね本県と同様に排出係数を固定して目標を定めている。例えば横浜市、長野県、山梨県などである。

(委員からの意見)

- 再生可能エネルギーの導入はどの程度見込んでいるのか。

(事務局)

- ◇ 太陽エネルギーの導入促進により約 41 万トン、多様なエネルギー源の活用により約 2 万トンの削減を見込んでいる。
- ◇ 再エネの導入見込みは、県の個別施策の積み上げだけでは難しい部分もあるので、国全体の導入見込みにおける埼玉県分から推計している。

(委員からの意見)

- 再エネの導入については、今後、新しい技術が出てくる。また、小水力など細かいものであっても積上げると大きな削減につながるものもあるので、積極的に取り入れるべきである。

(委員からの意見)

- P23の「この新しい目標は、需要側だけで見れば当初計画と変わらない」との表現は、従来の対策を踏襲すれば目標を達成できるというふうにも読める。計画の見直しによる新たな対策もあるかと思うが、この点はどのように整理しているのか。

(事務局)

- ◇ 現状の削減状況を踏まえると、21%削減も難しいとの分析がある。その中で、あえて目標を下げずに堅持するものである。
- ◇ また、家庭部門、運輸部門の対策が進んでいない現状にあるため、計画期間の後半において特に対策を強化するものである。

(委員からの意見)

- 需要側の削減目標21%は、達成に大変な努力が必要であることがわかるように記載した方がよい。

(委員からの意見)

- 2020年の東京オリンピックに向けて、埼玉県でもインフラ整備や環境配慮の取組が進むのではないかと。また、それによりCO₂の削減ができると考えるが、その見通しを記載してもよいのではないかと。

(委員からの意見)

- 削減目標について、需要側に特化するのであればP25のCCSは供給側の対策であり、直接は関係ないのではないかと。

(委員からの意見)

- 実際の排出量を県民の方に見せていくことが必要である。化石燃料の使用により排出量が増加し、削減努力が必要であることを理解していただくことが大切である。

(委員からの意見)

- P24に部門別の削減見込みがあるが、家庭部門の見込みはどのように算定しているのか。

(事務局)

- ◇ 世帯数の増加を踏まえたBaUの増加分から国立環境研究所による国全体の削減見込みの埼玉県分と県独自の取組による削減見込みを差し引いて算定している。

(委員からの意見)

- 家庭部門は、環境意識の向上が重要と考える。

【大綱案第5章について】

(委員からの意見)

- 国立環境研究所の削減見込みは、世帯構成による細かい推定を行っていない。埼玉

県は単身・高齢者の増加といった特徴があるため、排出量は多めとなるかもしれない。

(委員からの意見)

- 家庭からの排出量がどうしたら減るかを計画に盛り込むべきではないか。具体的にどのような対策かというのは難しいが、根本的な取組を実施する必要がある。

(委員からの意見)

- 今後の高齢化や空き家対策との関係も踏まえた対策が必要である。
- 次世代省エネ基準に適合している既存住宅は、現時点で5%程度である。住宅の省エネ化について、環境部としてインセンティブを付与する施策を検討してほしい。

(委員からの意見)

- 戸建住宅はエネルギー消費量が多いので、戸建住宅を中心としたエコリフォームや断熱改修を進めることが効果的である。

(委員からの意見)

- 最重点として打ち出す施策は、県としての意思の現れであろう。計画における位置づけを活用して対策を進めてほしい。

(委員からの意見)

- 住宅用太陽光発電設備の導入については、県が補助制度を設けることで全国2位の設置基数となった。補助金があるとインセンティブとなるので、補助金が復活できるとよい。
- 市民の方は、太陽光発電の設置について「オール電化でないと設置できない」「屋根の断熱に影響を与える」など誤解が多い。中立的なアドバイスができる相談窓口の拡充が必要である。

(委員からの意見)

- 施策全般について、対策を打つと同時に広く周知することが重要である。

(委員からの意見)

- 自動車の排ガス規制においては、社会全体で対策を後押しした。社会の変化に合わせて様々なルールを変えていく必要がある。

(委員からの意見)

- 住宅用太陽光発電について、屋根の耐荷重不足により設置を諦めるケースもある。住宅リフォームとセットで推進することが効果的であろう。太陽光発電に限らず、他の施策とセットで進めるという視点が重要である。
- インセンティブの付与は、誰を対象にするかも吟味すべきである。例えば、住宅リフォームなどは一般の県民ではなく、工務店などにインセンティブを付与した方が、普及の推進力となる場合もある。

(委員からの意見)

- 住宅を社会的資産として評価することが重要である。省エネ性能が不動産の価値として見えるようにし、質の高い住宅が県内の世帯数に応じた分だけ残るようにすることで、省エネ化が進むのではないか。

【大綱案第6章について】

（委員からの意見）

- 県民への環境教育や各主体との連携において、消費者団体が出てきていない。消費者団体は環境問題に大きな関心を持っているので、「多様な主体の連携」など消費者団体が含まれるような表現を入れていただきたい。

（委員からの意見）

- P39のグリーン調達について、県庁の取組の記載があるが、裾野を広げるためにも市民向けの取組を記載してもよいのではないか。また、カーボンオフセットやCO2排出量を見える化した商品の購入を進めるなど、消費の面からの低炭素化を進める施策があってもよいのではないか。

【大綱案第7章から第9章について】

（委員からの意見）

- 第8章の適応策については、非常によく整理されている。他の自治体のモデルになるのではないか。
- 水災害、水資源分野は、多少性質が異なるので、それぞれ分けてもよいのではないか。
- 適応策の方向性について、いきなり分野別とするのではなく、温暖化の影響はあらゆる分野に関わる基礎的条件であり、行政として総合的に取り組むべきものである点を記載した方がよい。
- 自然生態系分野について、森林の対策を盛り込んでもよいのではないか。
- 特に屋外で働く従業員の多い事業所などとの連携を盛り込んだ方がよいのではないか。また、県民に対しては、気候変動からどう身を守るか、どう対処していくかといった教育の観点も必要になるのではないか。

（委員からの意見）

- 適応策については、他に先駆けた取組として他県などにアピールしていくことも必要であろう。

【全般について】

（委員からの意見）

- 彩の国埼玉環境大賞について、ネームバリューが低い。例えば産業・業務部門で排出量の削減に最も取り組んだ企業や、家庭の省エネに取り組んだカリスマ主婦

を表彰することで、行政の予算をかけずにPRができるのではないか。

- 今後、人口減少に伴い住宅ローンの需要が減り、地方銀行も合併が進んでいく。銀行自体も独自の取組が求められる。例えば、リフォーム時の金利優遇など、銀行のローン金利を活用した取組の推進も可能ではないか。

- 自治体として、人口減少が始まる前に1年でも早く手を打つことが必要である。
(委員からの意見)

- 2050年までに取り組むべきことについても、一章を設けて記載してもよいのではないか。

(委員からの意見)

- 適応策についても、2020年ではなく長期的な視点で取り組んでいくことが必要であろう。

(委員からの意見)

- コンパクトシティなど、ヨーロッパに学ぶところが多い。エネルギーの自給自足など地域でお金が回るような社会を作っていくことが必要ではないか。

(委員からの意見)

- 再生可能エネルギーの導入に当たっては、家庭を始めとして多くの人が行動するとともに、消費者団体などの活用が必要である。
- 参考資料3にあるとおり、埼玉県ではすでに条例において再生可能エネルギーの利用を位置付けているが、生協連としても再エネの拡大に協力していきたい。
- 一方で、エコタウンプロジェクトをはじめとした県の取組についての相互の関連がわかりにくい部分がある。まずは、今、県の取組がどうなっているのかといった点について、講師の派遣などにより学習していくことが必要と考える。

(座長)

- 委員の方々から様々な意見をいただいた。意見の取扱いについて、事務局からお願いしたい。

(事務局)

- ◇ 貴重な意見を御提案いただき、ありがとうございます。非常に示唆に富んだ意見を提案いただいた。
- ◇ 特に部局間の連携や、多様な主体との連携は特に重要であると感じている。
- ◇ 自動車排ガス規制のような社会全体での対策が必要との御意見があったが、その背景には社会的なムーブメントがある。社会の機運を高めるとともに、各主体との連携、協調が必要であろう。
- ◇ いただいた御意見については、検討させていただき、今後計画の中に反映させていきたいと考えている。

3 (2) 「今後の予定について」について

◇ 資料2について事務局から説明

(座長)

○ 本件について、質問等がございますか。

(質問なし)

(座長)

○ これで本日予定していた議事は終了した。次第4「その他」について事務局から何かありますか。

(事務局)

◇ ございません。

(座長)

○ 委員の方々から何かありますか。

(なし)

(座長)

○ それではこれで会議を終了します。事務局に進行をお返しする。

(事務局)

◇ 熱心な御議論、誠にありがとうございました。

◇ 次回の会議は、1月下旬から2月上旬に開催の予定です。日程調整ののち、追って皆様に御連絡させていただきます。

◇ 以上を持ちまして会議を終了します。本日はありがとうございました。

(終了)